

ご利用者(団体) 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大洲青少年交流の家  
松岡 孝次  
(公印省略)

武道・伝統文化館講師室の利用に係る施設使用料の徴収について

日頃より、当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金と施設を利用される方々から頂く施設使用料等の自己収入により成り立っていますが、運営費交付金につきましては、国の厳しい財政事情から、毎年、削減されてきているところです。

このような状況から、国立青少年教育振興機構内に、地方施設の利用に係る受益者負担の在り方を検討する組織を設け、地方施設の実情を踏まえた合理性のある受益者負担の在り方について検討してまいりました。

この結果、平成 25 年 4 月 1 日より、当施設においては下記のとおり武道・伝統文化館講師室の利用について使用料を徴収させて頂くこととなりました。

何卒、上記の現状をご理解のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 施設使用料を徴収する講師室 | 武道・伝統文化館講師室(301 号室～308 号室)                        |
| 2. 講師室利用料金       | 800 円   |
| 3. その他           | 現在、各団体にて行っている武道・伝統文化館講師室のベッドメイキング並びに清掃等の必要はありません。 |

※ 上記料金は 1 回利用の料金とします。(2 泊以上宿泊時も 800 円のみ) ただし、食費・シーツ等洗濯料・受益者負担の特定活動費は別途必要となります。また、一般団体(学校団体以外)の方は、施設使用料(1 泊 800 円)も必要となります。